

第3章 計画の基本的事項

第3章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

この計画は、町民一人ひとりが個性と能力を生かしながら、あらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するものです。

また、男女共同参画社会の理念は、国際社会においては「女子差別撤廃条約」の中で、国内では「男女共同参画社会基本法」で示されており、いずれも性別にかかわらず、個々の生き方や考え方、能力が尊重されることの必要性がうたわれています。

本計画も、その理念を引き継ぎ、男女共同参画社会の形成をめざすため、基本理念を前計画から踏襲し、以下に定めます。

**「一人ひとりが性別にかかわりなく、お互いにその人らしさを尊重し合い、
個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会をつくります」**

～ 認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り ～

*きずく＝「気付（づ）く」、「築く」





第2節 計画の目標

I 男女共同参画の意識づくり

女性も男性も性別にとらわれることなく個性や能力を十分発揮できる社会を形成するため、その環境やしぐみを整えていくことが求められていますが、その大前提に位置するものが「意識づくり」です。

町民一人ひとりが男女共同参画問題に関心を持ち、自分自身の問題としてとらえ、その解決の必要性を認識することが重要です。

男女共同参画の推進に向けて、家庭・学校・地域社会において教育、啓発活動の推進、人権についての学習を幅広く進めます。

II 女性が働き続けるための条件整備

女性の社会進出の拡大・就労形態の多様化、核家族化等により、多様な保育サービスが求められています。このような保育ニーズに、柔軟に対応できるよう取組むとともに、利用しやすい保育環境づくりに努めます。

育児や介護により女性の就労継続が困難にならないよう企業・事業所に対し、育児・介護休業法の普及啓発を図り、休業者が円滑に職場復帰できるよう支援します。

また、ワーク・ライフ・バランス¹³の推進や女性のエンパワーメント¹⁴の促進等、固定的性別役割分担意識¹⁵を見直し、個性や能力を発揮した生き方が尊重される環境の整備に努めます。

13 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

14 エンパワーメント

一人ひとりが本来もっているすばらしい力を引き出すことの意です。女性のエンパワーメントは、男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、意思決定の過程にかかわる力をつけていくことです。

15 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考えのことをいいます。女性が「固定的性別役割分担意識」によって社会進出を阻まれてきた、ということはよく言われますが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。



Ⅲ 社会活動への女性の参画促進

男女共同参画社会を形成していくためには、女性が社会活動に参加していくとともに、政策や方針を決定する場へ参画し、女性の意思や考え方を反映させていくことが必要です。各種委員会・審議会等への女性の積極的な登用を進めます。また、防災の分野など、あらゆる分野において男女がともに地域活動に参加しやすい環境、条件整備を推し進めます。

Ⅳ 女性の健康と福祉の向上

女性が家庭・職場・地域の中で安心して活躍するためには、男女がお互いの身体特性を理解し、ともに健康づくりに努めていくことが大切です。

女性が生涯を通じて、女性自らが心と身体の健康状態を自己管理できるように、指導体制の整備や健康管理に対して啓発・普及活動に努めます。また、女性に対する心身の暴力の防止に向けて啓発を促進するとともに、その保護について支援していきます。

第3節 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。

基本目標	施策の方向	基本施策	
I 男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画に関する意識啓発の推進	(1) 固定的性別役割分担意識の解消	
		(2) 人権と性の尊重	
	②男女共同参画に関する学習機会の提供	(3) 科学技術の進展と男女共同参画	
		(4) 男女共同参画に関する情報収集と提供	
II 女性が働き続けるための条件整備※	毛呂山町女性活躍推進計画	(1) 職業能力向上の支援	
		(2) 雇用の安定と拡大	
		(3) 職場における男女格差の解消	
		(4) 多様な働き方を可能にする条件整備	
	②女性が働き続けるための条件整備	(1) 子育て支援の充実	
		(2) 育児、介護休業制度の促進	
	③ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と生活の両立支援	
		(2) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	
④女性のエンパワーメントの促進	(3) 男性にとっての男女共同参画の推進		
	(1) 女性の人材育成		
III 社会活動への女性の参画促進	①政策決定過程への参画促進※	(2) 女性のチャレンジ支援	
		(1) 男女共同参画の促進	
		(2) 女性職員の職域拡大と登用	
	②地域社会活動への参画促進	(3) 町の広報における男女共同参画の視点への配慮	
		(1) 地域活動の参画促進	
		(2) ボランティア活動の参画促進	
		(3) 女性団体の育成	
	③情報化の促進	(4) 活動拠点の整備	
		(1) 情報化の推進体制の整備	
	④国際理解の促進	(2) 情報提供の推進	
		(1) 国際理解の推進	
	⑤あらゆる分野における男女共同参画の推進	(2) 国際交流の推進	
(1) メディアにおける男女の人権の尊重			
IV 女性の健康と福祉の向上	①くらしの安定と福祉の充実	(2) 防災の分野における男女共同参画の推進	
		(1) ひとり親家庭の支援	
		(2) 障がい者への支援の充実	
		(3) 介護への支援	
	②女性の保護と健康	(4) 高齢期の生活支援	
		(1) 母性保護の支援	
	防毛呂山町基本計画D画	(2) 性差を踏まえた健康づくり	
		③配偶者や恋人からの暴力対策の推進	(1) 暴力を許さない社会づくりの推進
			(2) 被害者の安全確保と支援体制の充実
		(3) 安心して生活再建するための自立支援の充実	
(4) 子どもの安全確保と健やかな成長への支援			

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「毛呂山町女性活躍推進計画」は、「II 女性が働き続けるための条件整備」及び「III 社会活動への女性の参画促進中 ①政策決定過程への参画促進」が該当します。